

第6回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時：平成27年9月14日（月） 18:00～19:30

◆場 所：登別市役所第1委員会室

◆出席委員

氏名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 芳恵	登別市障害者地域自立支援協議会	登別市総合相談支援センターenセンター長	委員長
山田 隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
高橋 邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
今 順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	
伊藤 千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元 秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
須田 暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場 由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

◆欠席委員

氏名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	

◆事務局

氏名	職名
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査

○開会

○協議事項

【委員長】

- ・協議事項1、条例素案について、第5回の検討委員会でまとまった条例素案について、市で条例としての決まりや市長の確認を進めたかと思うが、最終案について事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・本日配付した条例案解説付きの資料をご覧いただきたい。きょうの検討委員会の開催案内を送った際、一緒に最終案解説付きというものを送っている。
- ・ただ、条例案として出す場合には決まりごとがたくさんあり、市の法制担当と最終的

に協議をして、きょう市長まで了承を得たものが、本日配付した条例案解説付きである。

- ・以前、第5回検討委員会で示した内容から若干変わっている。意味合い的には変わっていないが、もう少し突っ込んだというかももう少し内容を入れようということで直している。
- ・具体的な部分になるが、前文に関しては文章を一つにまとめたぐらいで、ほとんど変わりはないので省略させていただく。
- ・第1条、目的のところ、以前は、市の責務、市の役割を明らかにするという表現が入っていたが、あえてそこに入れなくてもよいのではないかとということと、言語としての手話を使いやすい環境をつくって、手話を使用する市民があらゆる分野の活動に参加し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とするということ、前回までの皆さんとの話し合いの中でしていた。
- ・その後、市内内部で協議したところ、活動に参加してその後は？、いろいろな交流をしていくのでは？という意見があり、今回は活動に参加して様々な交流を図ることができという表現を追加している。
- ・第2条は、以前は手話の意義、第3条を基本理念としていたが、基本理念としては、この条例をこういう考え方のもとで進めていくんだということを入れるべきだということ、手話の意義と基本理念を統合している。
- ・ただ、中身としては、同じような意味合いとしている。前は、手話の意義として、音声の聞き取りが困難な人が、意思を伝え合うときに使用する言語であることを理解しなければならないとしていた。
- ・今回は、手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及び市民が手話により意思を伝え合う権利を有することを基本として、市民の個性と人格を尊重して行わなければならないとして、前回の第3条の部分と第2条の部分を合わせた内容となっている。
- ・第3条の市の責務については、目的と同じように、手話による様々な交流が積極的に図られるようというところを追加している。
- ・第4条、市民の役割は、以前は自らを入れていなかったが、市民の役割としてもっと積極的にやっていただきたいという思いを込めて、自ら手話への理解と関心を深めというふうに文言を追加している。
- ・第5条、施策の推進方針は、前回の内容から、手話による交流の推進に関する事項を追加している。
- ・これは、先ほどから説明しているが、目的や市の責務に交流の推進を入れているので、交流の推進に関する事項という文言を追加している。
- ・第6条は同じで、第7条は文言を修正しているが意味は同じである。
- ・以上が、条例案の最終である。前回の案内を送った際、今後の予定ということで連絡していたが、当初、条例の制定については、来年の2・3月に行われる議会に条例案を提出するというように進んでいた。
- ・ただ、検討委員会での議論、最終素案というのが前回の検討委員会できあがってい

ため、議会に提案するのを早めて、今年12月に行われる議会に条例案を提出することとしている。

- ・なお、条例の効力を発する日である施行日は、来年4月1日を予定している。
- ・きょう示している条例素案を条例案として市議会に情報提供したい。
- ・その後、10月1日から、パブリックコメント、意見公募制度を10月31日までの1カ月間行い、11月の1週目に、寄せられた意見に対する市の考え方を決める。これは市で決定する形になる。
- ・もし、寄せられた意見により、条例案を変更したほうが良いという考えになれば変更するし、特に変更する必要はないと考えれば、このままの状態で議会に提案することになる。
- ・12月に市議会で審議していただき、来年4月の条例施行というスケジュールに変更になっている。
- ・条例案について、皆さんから意見があればお聞きしたい。事前に郵送できればよかったのだが、市内部での協議に時間がかかったので、きょうの検討委員会に間に合わせるような形で進めさせていただいた。
- ・基本的に、前回の検討委員会のあとに追加しているところは、交流に関する部分を少し追加している。
- ・その交流の意味合いというのは、市民との交流というのものもあるし、登別温泉に来る観光客との交流というのものも念頭に置いて、広い意味での交流が考え方として入っている。
- ・また、9月3日に、北海道ろうあ連盟が市役所に来訪し、事前に条例素案を見てもらっていたところ、登別らしさが出ていていいのではないかという話をいただいている。
- ・ただ、北海道ろうあ連盟としての話ではなく、連盟の中の個人的な意見としてこういうものがあったという参考の資料をもらったが、それについては、あくまでも市の考え方によるということで、特にこうすべきだという話にはなっていない。
- ・そのいただいた意見の中であったのは、以前までは、手話を必要とする市民や手話を必要とする人といった必要とするという表現を使っていたが、今回は手話を使用する市民に文言を統一している。
- ・これはそのときの意見の中に、音声言語を必要とするという言葉は使わず、使用するというふうにする。だから、手話も使用するとしていいのではないかというコメントがあり、事務局としてもその意見を踏まえ、今回手話を使用する市民と文言を変えている。

【委員長】

- ・それでは、これを条例案として意見公募を行って、その結果を反映させて、議会に提出するというのを承認するというのでよいか。

【委員】

- ・最終案の第1条の交流という言葉に少しひっかかっている。ろうあ者がこういう会議

の場に参加することと交流を図ることは違うのではないかと感じている。

- ・第1条で、あらゆる分野の活動に参加して、様々な交流を図ることができということ、交流という言葉が前に出てしまっているような気がして、交流を図ることが目的のように感じたが、その点についてろうあ者としてどう考えているのか聞きたい。
- ・もちろん交流の場もそうだし、カルチャースクールのようなところで自分の知識を深めたり、会議に出て情報収集したり、自分の意見を発信したり、そこに手話をもって音声言語を使っている人と同じように参加できるというものと思うが、そのところで交流という言葉がひっかかる。

【事務局】

- ・皆さんに郵便で送っていた条例素案の中にいろいろ入れているが、ある意味盛り込み過ぎて訳がわからなくなっていないかと思った。以前の条例案には目的が二つあるのではないかと思い、今回整理している。
- ・委員の意見もわかるが、こういう会議に参加し意見を述べて、たくさん交流を図ってほしいという願いもあり、そこが登別の条例の特徴なのではないかと思っている。
- ・前回の検討委員会で皆さんの承認を得たものについて、市内部では、登別らしさがないのではとの意見があった。
- ・前文で、多くの人を訪れる泉源豊富な湯のまちでもありますと書いてあるが、それ以降の条文には入り込んでいないという指摘があった。
- ・その中で、地域の町内会などの活動や、そういうところに参加して交流が広がっていくというもののほか、広い意味で捉えると、登別を訪れる人との交流というものもあるので、ここにはそういった意味で入れている。

【委員】

- ・ほかの委員がひっかからなければそれでいいが、あらゆる活動に参加するのは交流が目的と読み取れたので、それだけではないのではと感じた。
- ・前に送ってもらった最終案では、活動に参加し、交流しというふうに、参加と交流が別になっていたので、特に気にならなかった。

【委員】

- ・会議も人と人が意見を交換する場所だから、交流という言葉でも合わないわけではないと思う。広い意味で、人と人が意見を交換することは交流という言葉につながっていくと思うので、ここに参加して交流を図ることは、言葉としては問題ないと思う。

【事務局】

- ・参加して、そのあとどうするか、どうなるかということを行っている。例えば、参加して黙って座っているだけ、それも参加だが、意見を述べることも交流になると言えばなると思う。

【委員】

- ・前の条例案の、「参加し、交流し」という並列の表現のほうがいいと思う。これがつながってしまうと、目的が何かあいまいになってしまうのではないか。

【委員】

- ・交流と参加を辞書で調べると、交流は、「互いに行き来すること。特に異なる地域・組織・系統の人々が行き来すること。また、その間で様々な物事のやり取りが行われること」。参加は、「ある目的を持つ集まりに一員として加わり行動をともにすること」となっている。ですので、交流という文言で問題ないのではないか。

【事務局】

- ・条例の目的は、第1条の上2行、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境をつくる。これがこの条例の目的である。
- ・それができる地域社会を実現するんだというふうになっている。以前はここを盛り込み過ぎていて、目的がぶれるのではないかということで整理した。
- ・以前は、観光客も安心して訪れることができることは市の責務であるとしていたが、市民ではない人に対して、そこまで市が責任を負わなければいけないのかという議論もあった。
- ・市の責務に、観光客に対するものはないが、観光客に対しても努力していくということも入っている。

【委員長】

- ・それでは、今後この案で進めていくということによいか。

(「はい」という声あり。)

【委員長】

- ・協議事項1については、これで終了する。
- ・次に、その他について、事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・本日配付している第6回検討委員会資料をご覧いただきたい。
- ・条例の名称について、これまで、仮称登別市手話言語条例として進めてきたが、今回正式な名称を決めたいと思っている。
- ・委員の皆さんからいただいた案を基に、事務局で若干修正したものを載せており、条例の名称として合わないものは省略している。
- ・一つ目が、登別市ぬくもりある手話言語条例、もう一つが登別市手話言語条例で、ぬくもりあるが入っているか入っていないかの違いである。

- ・ぬくもりがあるが入っていないほうは、そのままわかりやすいのではないかというご意見があった。
- ・皆さんのほうでご意見があれば、これ以外でもかまわないのでいただきたい。

【委員】

- ・名称に登別市は必ず入れないといけないのか。

【事務局】

- ・入れることになっている。
- ・参考として、石狩市、新得町、鹿追町は、手話に関する基本条例で、それぞれ前に市町名がついている。名寄市は、みんなを結ぶ手話条例となっている。

【委員】

- ・登別市ぬくもり手話条例がいいと思う。
- ・全部入れてしまうと、少し長ったらしい感じがする。
- ・登別市手話言語条例だと、中身がないような気がする。
- ・手話言語条例というふうに、名称に言語を入れなければいけないのか。

【事務局】

- ・ほかのまちの名称には言語が入っていない。
- ・手話は言語であるということが第一義的にあるので、言語が入っていたほうがわかりやすいと思うが、なければいけないわけではない。
- ・福祉の条例で、登別市ぬくもりある福祉基本条例というものがある。

【委員】

- ・先ほどの意見と同じで、登別市ぬくもり手話条例がいいと思う。

【事務局】

- ・ぬくもり手話条例だと、ぬくもりがどうなのかがわかりづらいと思う。

【委員】

- ・ぬくもりは、温かいという意味か。

【事務局】

- ・そのとおりである。

【委員】

- ・人と人をつなぐという意味で、きずなという言葉もいいと思う。

【事務局】

- ・否定するわけではなく、言葉としてはいいと思うが、社会福祉協議会のほうで、すでにきずな計画というものがあるので、それと勘違いしてしまうおそれがある。

【委員】

- ・みんなをつなぐという意味で、ぬくもりがある方がいいのではないか。

【事務局】

- ・今の案としては、言語は除いて、ぬくもりあるということでよいか。

【委員】

- ・思いやりという言葉もいいのではないか。

【事務局】

- ・条例案の目的に、思いやりとぬくもりを感じながらという表現があるので、それもありかなとは思う。

【委員】

- ・ぬくもりは、人と人との温かみと、温泉のぬくもりをかけているので、ぬくもりという言葉のほうがいいと思う。

【事務局】

- ・思いやり条例はどうか。

【委員】

- ・前文に、だれもが安心して暮らせるぬくもりある登別市を目指しとあるので、ぬくもりある手話条例がいいと思う。

【事務局】

- ・条例の名称を登別市ぬくもりある手話条例として、市長に報告する。
- ・次に、資料の具体的な取り組みということで、第5条に定める施策の推進方針の事項に基づいて割り振ってみた。
- ・今回は皆さんから出してもらった意見のうち、ダブっているものをまとめて載せている。
- ・1から4までについては、それぞれのおりだが、5については、この条例があるから行うものではないと考えている。
- ・この条例の目的は、言語としての手話の普及、手話の使いやすい環境をつくるとしている。
- ・5については、聴覚に障がいのある人のための内容であるが、これをやるとかやらない

いということではないし、条例に載っていないからやらないということではない。

- 例えば、5（1）の市役所や銀行等の窓口対応での、筆記ボードや聴覚障がい者マークのカード設置は、来年4月に障害者差別解消法が施行されるので、それに備えて取り組むものと考えられる。
- 5（2）の緊急時の対応システムは、手話というよりは聴覚に障がいのある人全体に対してのものであると考えている。
- 5（3）の手話を必要としている人の把握や聴覚障がいのニーズ把握は、この条例を受けてやるというよりは、障がい者に関する計画があるので、その中で対応していくべきものと考えている。
- 条例が12月議会で認められて、それから具体的な取り組みを決めていきたいと思うが、事前に大まかなものだけでも把握しておきたいので、これ以外に入れてほしいものがあれば、期限は設けないのでファクスでいただきたい。
- 今後の予定は、10月に1カ月間かけて意見公募制度を実施し、その結果を皆さんにお伝えするが、もし、公募した意見の数がすごく少ない場合や、委員の皆さんの意見を参考にする必要がない場合は、時間的な問題もあるので文書でお知らせしたい。
- 皆さんから意見を聞く必要がある場合は、検討委員会の開催案内を送ることとしたい。
- 11月中に1回程度、皆さんに集まっていたきたいと考えているが、議会などの関係でスケジュールの都合がつかない場合は、文書でのお知らせになるかもしれない。
- 10月については、検討委員会は休みとしたい。

【委員】

- 条例は、12月議会の中でいつごろ認められるのか。

【事務局】

- 北海道ろうあ連盟からも同じ問い合わせがあったが、議会の日程が決まり次第お知らせする。
- その日程が決まるのは、12月に入ってからになると思うが、決まり次第皆さんにお知らせする。

【委員長】

- ほかに意見がないようなので、本日の議事を終了する。

【事務局】

- これまで、短期間のうちに6回も検討委員会を開催することができ、委員の皆さんには感謝している。
- 当初の予定では、3月の議会に条例案を提案しようと思っていたが、皆さんのご協力のおかげで最終案がまとまり、12月議会で提案することとなった。
- 今後、条例制定後も、施策の推進方針をつくる際は、手話を使用する市民の意見を反映させると条例で定めているので、今回ご協力いただいている委員の皆さんに、改め

て違う立場でさらにご協力をお願いしたい。

- 今後進めていく手話通訳の協力員制度や手話の講習会などは、皆さんの協力なしにはできないことなので、改めてお手伝いしていただけないかというお願いをすることとなる。その際はよろしくをお願いしたい。
- 以上で、第6回仮称登別市手話言語条例検討委員会を終了する。